



# 2025 REPORT

2025年度上半期経営情報

(令和7年9月末現在)

佐賀西信用組合からみなさまへ



佐賀西信用組合

## 経営情報（半期情報の開示について）

令和7年度上半期（令和7年4月1日～令和7年9月30日まで）における経営情報をお知らせいたします。

損益の状況		(単位：百万円)	自己資本比率（国内基準）		(単位：%)
区分		令和7年9月末	自己資本比率	令和7年9月末	〈参考〉令和7年3月末
業務	純益	20			
実質業務	純益	39			
コア業務	純益	40			
コア業務 (投資信託解約損益を除く。)	純益	40			
経常利益		△23			
当期純利益		△28			

預金・貸出金の状況		
区分	令和7年9月末	〈参考〉令和7年3月末
預金残高	75,475	72,544
貸出金残高	36,006	37,196

### 協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況 (単位：百万円、%)

区分	残高(A)	担保・保証額(B)	貸倒引当金(C)	保全率(B+C)/(A)	引当率(C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和7年3月末	826	336	100.00	100.00
	令和7年9月末	912	337	100.00	100.00
危険債権	令和7年3月末	737	633	100.00	100.00
	令和7年9月末	727	631	100.00	100.00
要管理債権	令和7年3月末	—	—	—	—
	令和7年9月末	11	11	100.00	100.00
三月以上延滞債権	令和7年3月末	—	—	—	—
	令和7年9月末	11	11	100.00	100.00
貸出条件緩和債権	令和7年3月末	—	—	—	—
	令和7年9月末	—	—	—	—
小計	令和7年3月末	1,564	970	100.00	100.00
	令和7年9月末	1,651	980	100.00	100.00
正常債権	令和7年3月末	35,788			
	令和7年9月末	34,450			
合計	令和7年3月末	37,353			
	令和7年9月末	36,102			

(注) 令和7年9月末の計数は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」第4条に規定する各債権のカテゴリーにより分類し、以下の簡便な方法により算出しております。従って、令和7年3月末の計数とは算出方法が異なるため、計数は連続しておりません。

#### 〈令和7年9月末の算出方法〉

- 債務者区分については原則として令和7年3月末時点における自己査定による債務者区分を基準しております。ただし、4月1日から9月末までに倒産、不渡り等の客観的な事実ならびに内部格付による債務者区分の変更等のあった債務者については、当組合の定める基準に基づく債務者区分見直し後の債務者区分によっております。
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」の金額は、債務者区分でいう破綻先及び実質破綻先に該当する債務者に対する債権の合計です。
- 「危険債権」の金額は、債務者区分でいう破綻懸念先に該当する債務者に対する債権の合計です。
- 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
- 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(2及び3に掲げるものを除く。)です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(2、3及び5に掲げるものを除く。)です。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(2、3及び4に掲げるものを除く。)です。
- 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

### 貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、%)

業種別	令和7年9月末		(参考)令和7年3月末	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	1,932	5.4	1,982	5.3
農業、林業	196	0.5	207	0.6
漁業	15	0.0	12	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	5,756	16.0	6,373	17.1
電気、ガス、熱供給、水道業	30	0.1	33	0.1
情報通信業	91	0.3	101	0.3
運輸業、郵便業	707	2.0	725	1.9
卸売業、小売業	3,146	8.7	3,478	9.4
金融業、保険業	1,500	4.2	1,500	4.0
不動産業	810	2.3	795	2.1
物品賃貸業	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—
宿泊業	949	2.6	983	2.6
飲食業	878	2.4	961	2.6
生活関連サービス業、娯楽業	155	0.4	155	0.4
教育、学習支援業	—	—	—	—
医療、福祉	969	2.7	1,025	2.8
その他のサービス	2,636	7.3	2,653	7.1
その他の産業	367	1.0	282	0.7
小計	20,137	55.9	21,271	57.2
国・地方公共団体等	5,923	16.5	5,762	15.5
個人(住宅・消費・納税資金等)	9,946	27.6	10,161	27.3
合計	36,006	100.0	37,196	100.0

(注) 各計数は、単位未満を切り捨てて表示していますので、合計が一致しない場合があります。

## 有価証券の時価等情報

(単位：百万円)

◎満期保有目的の債券…該当事項なし

### ◎その他有価証券

	種類	令和7年9月末			〈参考〉令和7年3月末		
		貸借対照表 計上額	取得原価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株式	—	—	—	90	71	18
	債券	1,029	1,002	26	1,840	1,803	36
	国債	1,029	1,002	26	1,539	1,503	36
	社債	—	—	—	300	300	0
	その他	1,106	1,034	72	174	169	4
	小計	2,136	2,037	98	2,104	2,044	59
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	21,541	23,751	△ 2,209	19,981	21,988	△ 2,007
	国債	3,949	4,682	△ 733	4,019	4,681	△ 662
	社債	17,592	19,068	△ 1,476	15,961	17,306	△ 1,344
	その他	73	80	△ 6	865	945	△ 80
	小計	21,615	23,831	△ 2,216	20,846	22,933	△ 2,087
合計		23,751	25,869	△ 2,117	22,950	24,978	△ 2,027

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。  
 2. 「社債」には公社公団債、事業債が含まれております。  
 3. 上記の「その他」は、投資信託等です。  
 4. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

### 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み方針 (令和7年4月～令和7年9月まで)

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨をふまえ、本ガイドラインを遵守・尊重してまいります。  
 事業性融資における経営者保証については一律的・機械的に取得することなく、お客様の状況に応じて、保証契約の必要性を十分に検討するとともに、経営者保証を頂く場合には、その理由や範囲等について真摯にかつ丁寧にご説明し、お客様にご理解・ご納得をいただけますよう努めてまいります。

1. お客様と保証契約を締結する際、主に以下の点について確認を行い、その上で保証金額を含め総合的な検討を行います。

- ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- ② 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
- ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- ④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
- ⑤ 経営者等から十分な物的担保等の提供がある。

審査の結果、保証をご提供いただく場合、「どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか」「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」等につきましてご説明させていただきます。また、将来的な保証契約の見直しに向けた経営改善のお手伝いをさせていただきます。

2. 万一、保証履行を請求せざるを得ない状況の場合にも、一律に保証金額の全額に対して請求を行うものではなく、保証履行時のお客様の資産状況等を勘案したうえで履行の範囲を決定します。

3. お客様から保証契約の変更・解除のお申出があった場合は、主に上記1. ①～⑤について検討し、改めて保証の必要性や適切な保証金額について真摯かつ柔軟に対応します。

#### ■経営者保証相談窓口

佐賀西信用組合 融資管理部

受付日：月曜日～金曜日（祝日および当組合の休業日は除く） 受付時間：9時～15時

電話：0954-63-2411（代表）

## 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	金 額		
(資産の部)	令和7年9月末	〈参考〉令和7年3月末	〈参考〉令和6年9月末
現 金	969,966	945,841	1,042,995
預 け 金	18,254,457	14,994,075	18,773,985
有 価 証 券	23,778,029	22,977,068	23,964,873
国 債	4,978,770	5,559,205	5,811,420
社 債	17,592,410	16,262,010	16,980,480
株 式	26,200	116,212	107,515
そ の 他 の 証 券	1,180,649	1,039,641	1,065,458
貸 出 金	36,006,746	37,196,571	36,211,055
割 引 手 形	79,754	134,522	217,561
手 形 貸 付	1,215,812	1,706,391	1,531,283
証 書 貸 付	33,245,455	33,929,778	33,030,840
当 座 貸 越	1,465,725	1,425,878	1,431,370
そ の 他 資 産	849,163	829,447	777,313
未 決 済 為 替 貸	3,038	3,614	3,415
全 信 組 連 出 資 金	567,400	567,400	567,400
前 払 費 用	—	—	12
未 収 収 益	111,327	99,034	87,211
そ の 他 の 資 産	167,398	159,398	119,274
有 形 固 定 資 産	1,181,171	1,205,505	801,734
建 物	859,246	878,009	179,513
土 地	273,104	273,104	273,522
建 設 仮 勘 定	—	—	300,030
その他の有形固定資産	48,820	54,392	48,669
無 形 固 定 資 産	1,985	2,061	2,152
ソ フ ト ウ ェ ア	127	203	294
その他の無形固定資産	1,857	1,857	1,857
繰 延 税 金 資 産	62,304	66,834	52,481
債 務 保 証 見 返	95,758	137,654	91,613
貸 倒 引 当 金	△ 709,457	△ 612,049	△ 626,245
(うち個別貸倒引当金)	(△ 671,173)	(△ 593,558)	(△ 605,221)
資 産 の 部 合 計	80,490,126	77,743,011	81,091,959

科 目	金 額		
(負債の部)	令和7年9月末	〈参考〉令和7年3月末	〈参考〉令和6年9月末
預 金 積 金	75,475,974	72,544,999	75,183,715
当 座 預 金	240,567	308,944	235,220
普 通 預 金	22,882,879	23,370,119	23,269,211
通 知 預 金	65,889	11,215	47,512
定 期 預 金	49,442,476	45,883,722	48,674,104
定 期 積 金	2,575,123	2,636,997	2,648,101
そ の 他 の 預 金	269,037	333,998	309,564
そ の 他 負 債	132,436	124,157	112,508
未 決 済 為 替 借	5,668	8,614	8,579
未 払 費 用	68,163	47,064	34,002
給 付 補 填 備 金	909	620	720
未 払 法 人 税 等	11,381	27,749	27,749
前 受 収 益	24,085	23,358	23,066
払 戻 未 濟 金	—	2,251	—
そ の 他 の 負 債	22,228	14,499	18,390
賞 与 引 当 金	39,855	29,272	39,503
退 職 給 付 引 当 金	69,093	66,899	67,909
役員退職慰労引当金	56,579	83,674	75,744
睡眠預金払戻損失引当金	1,000	1,000	1,000
偶 発 損 失 引 当 金	8,871	12,000	11,689
債 務 保 証	95,758	137,654	91,613
負 債 の 部 合 計	75,879,570	72,999,657	75,583,683
(純資産の部)			
出 資 金	248,682	248,682	250,933
普 通 出 資 金	248,682	248,682	250,933
利 益 剰 余 金	6,479,175	6,522,219	3,498,024
利 益 準 備 金	255,925	255,925	255,925
そ の 他 利 益 剰 余 金	6,223,250	6,266,294	6,242,099
特 別 積 立 金	5,972,408	5,972,408	5,972,408
(うち経営安定化積立金)	1,300,000	1,300,000	1,300,000
当 期 末 剰 余 金	250,842	293,886	269,691
組 合 員 勘 定 合 計	6,727,857	6,770,901	6,748,957
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 2,117,301	△ 2,027,547	△ 1,240,680
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 2,117,301	△ 2,027,547	△ 1,240,680
純 資 産 の 部 合 計	4,610,555	4,743,353	5,508,276
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	80,490,126	77,743,011	81,091,959

# 損益計算書

(単位：千円)

科 目		令和7年9月末	〈参考〉 令和6年9月末
経 常 収 益	616,140	533,500	
資 金 運 用 収 益	547,670	511,943	
貸 出 金 利 息	351,904	344,974	
預 け 金 利 息	43,109	13,651	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	139,898	137,048	
そ の 他 の 受 入 利 息	12,758	16,269	
役 务 取 引 等 収 益	23,145	20,488	
受 入 為 替 手 数 料	7,364	7,266	
そ の 他 の 役 务 収 益	15,780	13,221	
そ の 他 業 务 収 益	841	985	
国 債 等 債 券 償 還 益	3	2	
そ の 他 の 業 务 収 益	838	983	
そ の 他 経 常 収 益	44,483	82	
株 式 等 売 却 益	44,386	—	
そ の 他 の 経 常 収 益	96	82	
経 常 費 用	639,951	463,276	
資 金 調 達 費 用	63,550	12,992	
預 金 利 息	62,951	12,955	
給 付 補 填 備 金 繰 入 額	609	36	
役 务 取 引 等 費 用	55,395	56,288	
支 払 為 替 手 数 料	3,278	3,409	
そ の 他 の 役 务 費 用	52,117	52,879	
そ の 他 業 务 費 用	203	493	
国 債 等 債 券 償 還 損	103	493	
そ の 他 の 業 务 費 用	100	—	
経 費	414,196	369,809	
人 件 費	280,381	268,284	
物 件 費	112,122	95,620	
税 金	21,691	5,904	
そ の 他 経 常 費 用	106,605	22,792	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	97,408	16,699	
そ の 他 資 産 償 却	6,999	73	
そ の 他 の 経 常 費 用	2,197	6,019	
経 常 利 益	△ 23,811	71,124	

科 目	令和7年9月末	〈参考〉 令和6年9月末
特 別 利 益	—	—
固 定 資 産 処 分 益	—	—
特 別 損 失	—	—
固 定 資 産 処 分 損	—	—
税 引 前 当 期 純 利 益	△ 23,811	71,124
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	6,781	31,423
法 人 税 等 調 整 額	△ 2,469	△ 4,393
法 人 税 等 合 計	4,311	27,029
当 期 純 利 益	△ 28,122	44,094
緑 越 金 (当 期 首 残 高)	278,965	225,596
当 期 未 処 分 剰 余 金	250,842	269,691

## 地域貢献活動

(令和7年4月～令和7年9月まで)

- 令和7年6月1日、肥前鹿島干潟SDGs推進パートナーとして干潟の清掃活動に参加しました。
- 令和7年6月4日、県内一斉「ふるさと美化活動」に参加しました。
- 令和7年9月6日、しんくみの日週間に役職員で鹿島市の蟻尾山公園の清掃を行いました。
- 本店地区の鹿島おどりをはじめ各地区的地域行事や夏祭りに参加しております。また、太良地区においては「グラウンドゴルフ大会」や「ゲートボール大会」を主催し、地位のみなさまとのふれあいを大切にしております。
- 鹿島ライオンズクラブと武雄法人会主催の「献血活動」に積極的に参加しております。



## 苦情相談窓口の設置

お客さまからのお要望にお応えするために「お客様相談窓口」を本部(総務企画部)に設置し、相談・苦情等の受付体制を整備しております。  
電話番号 0954-62-9966 (総務企画部) / 受付時間 平日 9:00～17:00

## 通帳・カード等盗難・紛失時の24時間受付

通帳・カード等を紛失または盗難に遭われた場合は、ただちに最寄りの店舗へご連絡ください。

なお、営業時間外や休日の場合は、留守番電話にて「カード紛失受付センター」の電話番号をご案内しております。

電話番号 047-498-0151 (カード紛失受付センター)

## 当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について

当組合では、お客様に、より一層のご満足をいただけるよう、苦情等相談窓口を設け、お取引に係る苦情等を受付けておりますので、お取引のある営業店または、以下の相談窓口にお気軽にお申し出ください。  
※苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをおいいます。

受付窓口	総務企画部（さがにし苦情等相談窓口）
電話番号	0954-62-9966
住所	〒849-1311 佐賀県鹿島市大字高津原3770-1
受付日	月曜日～金曜日（土・日・祝日および金融機関の休日を除く）
受付時間	9:00～17:00

苦情等のお申し出は、当信用組合のほか、しんくみ相談所はじめとする他の機関でも受け付けています（詳しくは、当組合苦情等相談窓口へご相談ください）。

受付窓口	一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所
電話番号	03-3567-2456
住所	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5（全国信用組合会館内）
受付日	月曜日～金曜日（土・日・祝日および金融機関の休日を除く）
受付時間	9:00～17:00

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の了解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

- ①移管調停：東京または福岡以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
  - ②現地調停：東京または福岡の弁護士会の斡旋人と東京または福岡以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京または福岡を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。
- ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。
- 具体的には仲裁センター等にご照会ください。

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会または福岡県弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですが、当組合苦情等相談窓口またはしんくみ相談所へお申し出ください。

また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

なお、仲裁センター等では、東京または福岡以外の地域の方々からの申し立てについて、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

名称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
電話	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日時	月～金（除 祝日、年末年始） 9:30～12:00／13:00～15:00	月～金（除 祝日、年末年始） 10:00～12:00／13:00～16:00	月～金（除 祝日、年末年始） 9:30～12:00／13:00～17:00

名称	福岡県弁護士会 天神弁護士センター	福岡県弁護士会 北九州法律相談センター	福岡県弁護士会 久留米センター
住所	〒810-0004 福岡市中央区渡辺通5-14-12	〒803-0816 北九州市小倉北区金田1-4-2	〒830-0021 久留米市篠山町11-5
電話	092-741-3208	093-561-0360	0942-30-0144

当組合は、お客様からのお申出について、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応を図り、もって当組合に対するお客様の信頼の向上に努めます。

- 1.お客様からの苦情等については、本支店またはさがにし苦情等相談窓口で受け付けます。
- 2.お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
- 3.苦情等の受付・対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い、適切に取り扱いいたします。
- 4.お客様からの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介し、その標準的な手続等の情報を提供します。

5.紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することとします。

- 6.顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示については、総務企画部が一元的に管理します。
- 7.反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規定等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携をとった上、断固たる対応をとります。
- 8.苦情等に対応するため、研修等により関連規程等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
- 9.苦情等の内容について分析し、調査を行った苦情等の発生原因を把握した上、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取組みを不断に行います。

## 店舗一覧（事務所の名称・所在地）

（自動機器設置状況）

店名	住所	電話	ATM
本 部	〒849-1311 佐賀県鹿島市大字高津原3770番地1	0954-62-9966	△
本店営業部	〒849-1311 佐賀県鹿島市大字高津原3770番地1	0954-63-2411	2台
太 良 支 店	〒849-1602 佐賀県藤津郡太良町大字多良1664番地1	0954-67-0062	1台
塩 田 支 店	〒849-1411 佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲740番地1	0954-66-2028	1台
嬉 野 支 店	〒843-0301 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙2183番地	0954-43-2133	1台
大 浦 支 店	〒849-1602 佐賀県藤津郡太良町大字多良1664番地1	0954-67-0062	1台
武 雄 支 店	〒843-0023 佐賀県武雄市武雄町大字昭和19番地7	0954-23-4128	1台
伊万里支店	〒848-0031 佐賀県伊万里市二里町八谷堀1121番地1	0955-23-6538	1台
有 明 支 店	〒849-1112 佐賀県杵島郡白石町大字福田1566番地2	0952-84-3721	1台
白 石 支 店	〒849-1112 佐賀県杵島郡白石町大字福田1566番地2	0952-84-3721	1台
有 田 支 店	〒843-0023 佐賀県武雄市武雄町大字昭和19番地7	0954-23-4128	△

## 地区一覧

鹿島市、武雄市
伊万里市、嬉野市
太良町、白石町
大町町
江北町（大字惣領分を除く）
有田町
ただし、佐賀県の外郭団体は佐賀県一円



〒849-1311 佐賀県鹿島市大字高津原3770番地1  
TEL : 0954-63-2411 FAX : 0954-62-9967  
URL : <https://www.saganishi.shinkumi.jp/>